

議第27号

滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例

(滋賀県旅費支給条例の一部改正)

第1条 滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特別の定」を「特別の定め」に改める。

第2条第1項第1号中「以下」の右に「この条、第9条第1項および第29条において」を加え、同項第2号中「以下」の右に「この条および第6条第11項において」を加え、同項第4号中「職員については」を「場合または任命権者もしくはその委任を受けた者（以下この号および第4条第1項において「任命権者等」という。）が認める場合には」に、「または居所」を「、居所その他任命権者等が認める場所」に改め、同項第6号中「根拠地」を「根拠」に改め、同項第7号中「扶養親族」を「家族」に、「、主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改める。

第3条第5項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）」および「その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更（取消しを含む。同項および同条第4項ならびに第5条において同じ。）を受け」に、「において、」を「その他知事が規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額または支出を要する」に改める。

第4条第1項中「任命権者もしくはその委任を受けた者」を「任命権者等」に、「行なう」を「行う」に改め、「旅行依頼（以下」の右に「この条および次条において」を加え、「行なわれなければ」を「行われなければ」に改め、同条第3項中「を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項中「これを変更するには」を「その変更をするには」に改め、「以下」の右に「この条において」を加え、「これを当該旅行者に提示して行なわなければ」を「当該事項を当該旅行者に通知して行なわなければ」に改め、同項ただし書中「旅行命令等に」を「旅行命令簿等に」に、「これを提示する」を「当該事項を通知する」に改め、「ない場合」の右に「その他知事が規則で定める場合」を加え、「これを変更」を「その変更を」に改め、同項後段を削る。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改め、同条第2項中「すみやかに」を

「速やかに」に改める。

第6条第1項中「、食卓料」を削り、「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改め、同条第6項および第7項を次のように改める。

6 旅行雑費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、内国旅行にあつては内国旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により、外国旅行にあつては外国旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額または実費額により支給する。

第6条第8項を削り、同条第9項中「ついて、」の右に「内国旅行にあつては」を、「より」の右に「、外国旅行にあつては実費額により」を加え、同項を同条第8項とし、同条第10項中「、定額により」を削り、同項を同条第9項とし、同条第11項中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に、「扶養親族の」を「家族の」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第12項を第11項とし、第13項を第12項とし、第14項および第15項を削る。

第9条第1項中「旅行者が」の右に「本邦の」を加え、「（外国旅行に係るものについては、10分の3）」を削る。

第10条中「旅行に」を「内国旅行に」に、「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改める。

第11条中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改める。

第13条の2中「には」の右に「、第2条第1項第4号中「または任命権者」とあるのは「または市町教育委員会」と、「任命権者等」とあるのは「市町教育委員会等」と」を加え、「任命権者」を「任命権者等」に、「、市町教育委員会」を「市町教育委員会等」に改める。

第14条第2項中「次の各号のいずれか」を「特別急行列車または普通急行列車を運行する線路による旅行で、公務上の必要があるもの」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「片道100キロメートル以上の」を「、公務上の必要がある」に改める。

第16条第1項中「および特別座席料金」を「、特別座席料金およびこれらに付随する費用」に改める。

第19条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第21条第1項第1号中「扶養親族」を「家族」に、「別表第1」を「別表」に改め、同項第2号および第3号ならびに同条第2項中「扶養親族」を「家族」に改める。

第22条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第23条の見出しを「（家族移転料）」に改め、同条第1項中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改め、同項第1号中「扶養親族」を「家族」に改め、同号ア中「、食卓料」を削り、同号ウ中「、食卓料」を削り、同号ウただし書中「こえる」を「超える」に改め、同項第2号中「扶養親族の」を「家族の」に改め、同号ただし書中「扶養親族」を「家族」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第2項中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に、「扶養親族と」を「家族と」に改める。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第26条第1項中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改め、同条第2項中「別表第1」を「別表」に、「扶養親族」を「家族」に改める。

第28条第3項中「、車賃および食卓料」を「および車賃」に改める。

第29条ただし書中「および食卓料」を削る。

第33条の見出しを「（旅行雑費および宿泊料）」に改め、同条第1項および第2項を次のように改める。

旅行雑費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。次条において「政令」という。）の宿泊手当に係る規定の例による額とする。

2 宿泊料の額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の2の表の区分に応じた同表の職務の級が十級以下の者の欄に規定する宿泊費基準額または実費額のいずれか少ない額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が規則で定める場合は、実費額とする。

第33条第3項を削り、同条第4項中「および第20条第2項」および「および食卓料」を削り、同項を同条第3項とする。

第34条を次のように改める。

（移転料、着後手当および家族移転料）

第34条 移転料、着後手当および家族移転料の額は、それぞれ政令の転居費、着後滞在費および家族移転費に係る規定の例による額とする。

第36条を削る。

第37条の見出しを「（その他の外国旅行の旅費）」に改め、同条中「ほかは」を「ほかは、」に、「（同法第39条の規定を除く。）を準用する」を「の例による」に改め、同条後段を削り、同条を第36条とする。

第38条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「県以外の者から旅費の支給を受ける」に改め、「当該」を削り、「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改め、第4章中同条を第37条とし、第39条を第38条とし、第40条を第39条とする。

別表第2を削る。

別表第1の1の表中「10,900」を「15,600」に、「9,800」を「10,800」に改め、別表第1を別表とする。

（滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第2条 滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年滋賀県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、宿泊料および食卓料の7種」を「および宿泊料の6種」に改め、同条第6項中「（同法第39条の規定を除く。）を準用する」を「の例による」に改める。

別表2の表の部分を次のように改める。

区 分	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	旅 行 雑 費 (1夜につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	
						甲 地	乙 地
議長、副議長および議員	その乗車に要する運賃	上級運賃	実費	その乗車に要する運賃	780円	18,700円	13,000円

別表2第1項中「片道100キロメートル以上の」を「公務上の必要がある」に改め、同表第5項中「鉄道片道50キロメートル以上の旅行で」を「鉄道旅行で公務上の必要がある場合であつて、」に、「よる場合は」を「よるときは」に改め、「片道100キロメートル以上の旅行で」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条中「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）」を「滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）」に改め、「国家公務員の」を削る。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「、食卓料」を削り、「扶養親族移転料の10種」を「家族移転料の9種」に改め、同条第3項中「（同法第39条の規定を除く。）を準用する」を「の例による」に改める。

第12条第1項中「、宿泊料および食卓料の7種」を「および宿泊料の6種」に改める。

別表3の(1)中「、宿泊料および食卓料」を「および宿泊料」に改め、同表の(1)の表の部分を次のように改める。

区 分	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	旅 行 雑 費 (1夜につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	
						甲 地	乙 地
知 事	その乗車に要する運賃	上級運賃	実費	その乗車に要する運賃	円 780	円 21,200	円 14,600
副知事	その乗車に要する運賃	上級運賃	実費	その乗車に要する運賃	780	18,700	13,000
地方公営企業の管理者 病院事業の管理者	その乗			その乗			

教育長 常勤を要する 監査委員 常勤を要する 人事委員 会の委員	車に要 する運 賃	上級 運賃	実費	車に要 する運 賃	780	15,600	10,800
---	-----------------	----------	----	-----------------	-----	--------	--------

別表3の(1)第1項中「片道100キロメートル以上の」を「公務上の必要がある」に改め、同表の(1)第7項中「鉄道片道50キロメートル以上の旅行で」を「鉄道旅行で公務上の必要がある場合であつて、」に、「よる場合は」を「よるときは」に改め、「片道100キロメートル以上の旅行で」を削り、同表の(3)中「扶養親族移転料」を「家族移転料」に改める。

別表4の表の部分を次のように改める。

鉄 道 賃	船 賃	航空賃	車 賃	旅行雑費 〔1夜に つき〕	宿 泊 料 (1夜につき)	
					甲 地	乙 地
その乗車に 要する運賃	上級運賃	実費	その乗車に 要する運賃	780円	15,600円	10,800円

(滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、宿泊料および食卓料の6種」を「および宿泊料の5種」に改める。

別表の表の部分を次のように改める。

鉄 道 賃	船 賃	車 賃	旅 行 雑 費 (1夜につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
その乗車に要 する運賃	上級運賃	その乗車に要 する運賃	780円	10,800円

別表備考1中「片道100キロメートル以上の」を「公務上の必要がある」に改め、同表備考3中「であつては」を「にあつては」に改め、同表備考6中「鉄道片道50キロメートル以上の旅行で」を「鉄道旅行で公務上の必要がある場合であつて」に、「旅行にあつては」を「ときは」に改め、「、鉄道片道100キロメートル以上の旅行で」を削り、同表備考6ただし書中「、鉄道片道50キロメートル未満の旅行で」および「鉄道片道100キロメートル未満の旅行で、」を削る。

付 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の滋賀県旅費支給条例、第2条の規定による改正後の滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例、第3条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例、第4条の規定による改正後の滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および第5条の規定による改正後の滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行および同日前に出発し、かつ、同日以後に

完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分および同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。